

令和3年3月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和3年3月25日(木)

午後3時00分 開 会 午後3時28分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	枡 崎 継 雄
委 員	安 藤 清
委 員	八 角 憲 男
委 員	伊 藤 晴 美

4 出席職員

学校教育課長	宇野 聡	社会教育課長	石田 智己
社会教育課主幹(スポーツ振興室長兼体育館長)	春山 敏郎	学校教育課長補佐	小関 宏昌
教育総務室長	石毛 秀明	学校教育室長	古澤 孝男
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	網中 昭仁	学校給食センター所長	高木 利雄
青少年指導センター所長	野尻 孝	生涯学習室長	高森 良文
市民センター所長	植木 康之	公正図書館長	山谷憲一郎
文化財・ジオパーク室長	小川 正俊	銚子高等学校事務長	岩船 等

5 議題等

- 議案第 7号 銚子市教育委員会専門委員の設置等に関する規則制定について
- 議案第 8号 銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 9号 銚子市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第10号 代決処分の承認を求めることについて(令和2年度末県費負担たる校長及び教頭の任免に係る内申)
- 議案第11号 代決処分の承認を求めることについて(職員の任免)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和3年3月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

2月26日に開催いたしました令和3年2月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

続きまして、令和2年度卒業生合格進路先について市立銚子高校事務長より報告させます。

【市立銚子高校事務長】

市立銚子高等学校卒業生の合格進路先一覧についてご報告いたします。

令和2年度卒業生310名のうち16名が就職をしており、294名の生徒が進学となっております。国公立大学の合格者は67名、4年制の私立大学の合格者は730名、短期大学は13名合格しております。また、専修学校には29名が合格しております。併せまして、高等学校の入学試験の結果について報告いたします。定員280名のところ268名が合格しています。銚子高等学校からの報告は以上でございます。

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、八角委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第7号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第7号「銚子市教育委員会専門委員の設置等に関する規則制定について」説明します。2月定例会で承認いただきました「銚子市附属機関の設置等に関する条例」制定の際の見直しを図る中で、同条例9条に規定する専門委員については、従来より、それぞれの規則や要綱などにより運用してまいりましたが、今回、附属機関の統合条例を制定することとなったことで、この専門委員についても、これを統合し、新たに「銚子市教育委員会専門委員の設置等に関する規則」を制定するものです。

この規則に統合する専門委員については、別表に記載しておりますので、議案3枚

目、4枚目をご覧ください。統合する専門委員は、銚子市心疾患児判定委員、銚子市脊柱側彎症検診委員、銚子市生活習慣病小児健診委員、銚子市教育支援専門調査員、銚子市学校給食食物アレルギー対応検討委員の五つになります。各委員に委託する調査事項や定数、任期については、記載のとおりで、従来より変更はありません。なお、この規則制定に伴い、銚子市教育支援委員会規則及び銚子市心疾患児判定委員会規則は廃止となります。規則は、令和3年4月1日から施行するものです。以上で、議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第8号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第8号「銚子市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則制定について」説明します。銚子市附属機関の設置等に関する条例が制定されたことにより、従前、銚子市学校給食センター管理運営規則において規定されていた、銚子市学校給食センター運営委員会の委員の構成や所掌事務などが当該条例で規定されることとなるため規定の整理をしようとするもので内容には変更ございません。

また、「弁当の日」として6月1日と11月1日は給食を実施しない日としておりましたが、家庭の負担などを考慮し廃止しようとするものです。規則は、令和3年4月1日から施行するものです。以上で、議案8号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第9号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第9号「銚子市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について」提案理由を説明いたします。別添の新旧対照表をご覧ください。改正点とその理由について説明いたします。最初に、銚子市文化財保護条例の一部改正に伴い引用する条ずれ及び項ずれを改めるものです。お手元の新旧対照表の該当箇所は、第14条と第15条を除く全てとなります。令和3年4月1日付けで「銚子市文化財保護条例」の改正が施行され、銚子市文化財審議会の組織運営に係る条項が削られ、以下の条項が繰り上げられることとなりました。この条例改正に伴い、本規則で条例を引用する部分の条ずれ及び項ずれを改めようとするものです。なお、銚子市文化財審議会の組織運営に係る規定は、令和3年4月1日付けで施行される「銚子市附属機関の設置等に関する条例」に統合されます。

次に、一部の漢字の送り仮名、用字、用語を改めるものです。該当箇所は、第2条・第11条・第16条第2項の「または」の用字、第5条・第14条・第15条の「行う」の送り仮名、第9条第3項の「一(いつ)に」と「いずれかに」の用語、第14条第1項の「審査のうえ」の用字、第16条第2項の「届け出なければ」の送り仮名となります。

これらは、昭和48年6月18日内閣告示第2号「送り仮名の付け方」のほか、近年施行された市の例規における用字、用語に合わせて、漢字の送り仮名、用字、用語を改めようとするものです。

第3に、補助金等交付事務の適正化を図るために規則の一部を改正するものです。該当箇所は、第11条と第14条になります。第11条で内容の大部分を削ることにつきまして説明いたします。本市では、令和2年9月に「補助金適正化ガイドライン」を策定し、全庁的な補助金の見直しに取り組んでおります。本規則にも市指定文化財に対する補助の規定がございますが、補助金額、補助率等の定めがなく、内容が不十

分なものとなっております。このため、国及び県指定文化財も含め、補助金交付に必要な事項を定める、仮称「銚子市文化財保存事業補助金交付要綱」を新たに整備し、新要綱に盛り込む内容は、本規則から削ろうとするものです。また、条文中の「教育委員会」を「市長」に改めることにつきまして説明いたします。地方自治法、第149条及び第180条の2並びに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第22条の規定により、教育委員会の所掌に係る予算の執行は市長の権限に属するとされ、市長は、教育委員会・教育長・委員もしくは職員に委任または補助執行させることができるとなっておりますが、本市の教育委員会の所掌に係る予算の執行については、銚子市長の権限に属する事務の補助執行及び委任に関する規則、第2条の規定により、市長から教育委員会への委任ではなく、教育委員会事務局の職員に補助執行させる形をとっております。これらの規定から、予算執行の第一段階として行う支出負担行為の根拠となる書類のあて名は、教育委員会から市長に改めようとするものです。

最後に、市民から提出を求める書類の様式を定めるものです。該当箇所は、第13条と様式第10号になります。市民から提出を求める書類のうち、第13条の損失補償に係るものについては、様式の規定がなかったことから、市民に対する手続方法の明確化と事務の円滑化を図るため、議案3ページにあります様式第10号のように定めようとするものです。改正点は以上になります。

なお、仮称「銚子市文化財保存事業補助金交付要綱」につきましては、現在素案作成中でありますので、4月以降の定例会で報告予定であることを申し添えます。以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

補助金の適正化ということですが、実際に補助金については、今後教育委員会定例会に議案として挙げられるということですか。

【社会教育課長】

現在、補助金によっては国、県等から補助金をもらっていますので、そのようななかで、これから、新たな要綱を制定し、今後定例会に挙げさせていただきます。

【教育長】

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第10号を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第10号は人事案件となりますので、非公開といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

【教育長】

よって、議案第10号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。採決を行いまして、議案第10号は、原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【教育長】

日程第6として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

では、そのように決定させていただきます。

【教育長】

続きまして、日程第6 議案第11号を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第11号は人事案件となりますので、非公開といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

【教育長】

よって、議案第11号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。
この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。採決を行いまして、議案第11号は、原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時28分

以上をもちまして、令和3年3月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年4月24日

署名委員 　　裕　　崎　　継　　男

署名委員 　　伊　　藤　　晴　　美